

## 監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の監査結果を、同条第5項の規定により次のように公表する。

令和2年8月17日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 下 江 洋 行

### 1 監査の請求

令和2年6月19日付けで、監査の請求があった。

### 2 監査の結果

監査の請求について、監査した結果を別紙のとおり請求人に通知した。

請 求 人 あて

新 城 市 監 査 委 員 原 義 弘  
新 城 市 監 査 委 員 下 江 洋 行

新 城 市 職 員 措 置 請 求 に 基 づ く 監 査 の 結 果 に つ い て ( 通 知 )

令和 2 年 6 月 1 9 日 付 け で 提 出 の あ っ た 新 城 市 職 員 措 置 請 求 に つ い て、地 方 自 治 法 ( 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号。以 下 「 法 」 と い う。 ) 第 2 4 2 条 第 5 項 の 規 定 に 基 づ き、下 記 の と お り 監 査 の 結 果 を 通 知 し ま す。

## 記

### 1 請 求 の 受 付

#### ( 1 ) 請 求 人

( 住 所、氏 名 は 省 略 )

#### ( 2 ) 請 求 の 提 出 日

令 和 2 年 6 月 1 9 日

#### ( 3 ) 請 求 の 件 名

新 城 市 長 穂 積 亮 次 に 新 城 名 古 屋 間 高 速 バ ス 実 証 実 験 運 行 業 務 委 託 に 関 す る 措 置 請 求

#### ( 4 ) 請 求 の 趣 旨

新 城 市 職 員 措 置 請 求 書 ( 以 下 「 請 求 書 」 と い う。 ) に よ る 主 張 事 実 の 要 旨 及 び 求 め る 措 置 は 次 の と お り で あ る。

##### ア 主 張 事 実 の 要 旨 ( 原 文 の ま ま )

新 城 市 総 務 部 行 政 課 が 所 管 し 平 成 2 8 年 度 か ら 平 成 3 1 年 度 に か け て 実 施 し た 新 城 名 古 屋 間 高 速 バ ス 実 証 実 験 運 行 事 業 で、価 格 競 争 に よ る 一 社 随 意 契 約 で 豊 鉄 バ ス と 結 ん だ 総 額 1 4 6, 4 7 3, 2 7 2 円 ( 消 費 税 含 む ) の 契 約 は、予 定 価 格 と 見 積 価 格 が 同 一 価 格 で し た。こ れ は、価 格 競 争 の 原 理 か ら 外 れ 官 製 談 合 の 疑 い が 生 じ る 事 態 で あ り ま す。市 の 予 定 価 格 が ど の よ う に 決 定 さ れ た の か、市 に 情 報 開 示 し て も 根 拠 は 示 さ れ ま せ ン。口 頭 報 告 で は 見 積 聴 取 し た と 回 答 が あ り ま し た が、見 積 聴 取 し た 相 手 側 は 未 だ に 明 か さ れ ま せ ン。

よ っ て、高 速 バ ス 長 期 継 続 契 約 の 締 結 と 履 行 に つ い て は 官 製 談 合 が 疑 わ れ る 不 当 な 行 為 が 見 ら れ る の で、内 部 調 査 を 請 求 し ま す。

次の請求ですが、この3年半に及ぶ長期継続契約で豊鉄バスに支払われた総額は146,742,785円（消費税含む）であります。その支払い費用の内、償却費として請求のあった平成28年度分2,213,000円の対象物は耐用年数満了後で、償却費用が発生しないにもかかわらず支払っています。

その後、平成29年度から平成31年度にかけては償却費として毎年1,609,000円を三カ年で4,827,000円豊鉄バスに支出していますが、償却費算定根拠も示されないまま、総額で7,040,000円を市は支払い続けました。これは特定な法人に対し利益供与した不当な支出の恐れがあると考えられます。

以上のように市の重要な事業について疑惑の残る支払いについて、新城市長穂積亮次は支出責任者として、重大な公金の不当支出の恐れがある平成28年度から平成31年度にかけて支払った償却費総額7,040,000円について詳しく調査すると同時に、不当支出に該当する場合はその会社（豊鉄バス株）に返還するよう請求を求めるものです。

なお、平成28年度の支払いも含め長期継続契約と言うことで、最終の平成31年度末支払いで契約変更し減額する可能性もありと思い、最終年度の請求と支払いをもって監査請求をした次第であります。

イ 事実を証する書面（すべて写し、請求人から提出のあった綴じ方順）

- ・平成31年3月31日に豊鉄バス提出の「事業報告書」（平成30年度分）
- ・平成31年度事業分に係る支出負担行為書
- ・平成28年3月24日に豊鉄バスと締結した業務委託契約書、別紙4 運行経費支払い
- ・平成31年4月～令和元年9月分の業務委託に係る支出命令書
- ・平成31年4月～令和元年9月分の業務委託に係る豊鉄バスからの請求書
- ・消費増税に伴う支出負担行為変更書
- ・令和元年度2回目の支払いに係る支出命令書
- ・令和元年度2回目の支払いに係る豊鉄バスからの請求書
- ・平成28年度から令和元年度までの業務委託に係る検査調書
- ・高速乗合バス「山の湊号」高校生割キャンペーンに係る施行伺い
- ・高校生割キャンペーンに係る市内高等学校長宛の依頼文
- ・高校生割キャンペーンに係る豊鉄バスとの協議書（案）
- ・高校生割キャンペーンに係る業務委託料精算伺い
- ・高校生割キャンペーンに係る助成券受入一覧表（R1.12月分～R2.3月分）
- ・高校生割キャンペーンに係る豊鉄バスとの協議書
- ・高校生割キャンペーン精算分に係る支出負担行為書
- ・高校生割キャンペーン精算分に係る支出命令書
- ・高校生割キャンペーン助成券に係る豊鉄バスからの請求書
- ・令和元年度事業分に係る業務委託料精算伺い
- ・令和元年度事業分に係る業務委託料精算明細

- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行業務委託に係る豊鉄バスとの協議書
- ・ 令和元年度事業分の業務委託料精算金に係る支出負担行為書兼支出命令書
- ・ 令和元年度事業分の業務委託料精算金に係る豊鉄バスからの請求書
- ・ 令和2年度からの委託業務施行に係る伺い
- ・ 平成28年度から平成31年度までの償却費を含む業務委託料に係る明細
- ・ 高速バス運行事業に係る公文書開示決定通知書
- ・ 高速バス車両購入費明細書類に係る公文書非開示決定通知書
- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行等業務施行伺いに関する書類 一式  
(随意契約の理由書、仕様書、予定運行計画、運行車両、予定利用料金、運行経費支払い、協議書様式)
- ・ 見積人調書
- ・ 見積書提出依頼に関する書類 一式 (見積書様式、見積心得)
- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行業務長期継続契約締結伺いに関する書類 一式 (案件概要、業務委託契約書、業務委託契約約款、業務委託仕様書、予定運行計画、運行車両、予定利用料金、運行経費支払い、協議書様式)
- ・ 予定価格書
- ・ 見積書、年度別見積額 (内訳)
- ・ 豊鉄バスと締結した業務委託契約書、業務委託契約約款、業務委託仕様書、予定運行計画、運行車両、予定利用料金、運行経費支払い、協議書様式
- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行等業務委託に係る協議の伺いに関する書類 一式 (協議書、業務委託仕様書、予定運行計画、運行車両、予定利用料金、運行経費支払い、協議書様式)
- ・ 平成28年6月29日に豊鉄バスと取り交した協議書
- ・ 平成28年6月29日に豊鉄バスと取り交した協議に係る内部決裁文書 (予定運行計画)
- ・ バス停留所増設等に伴う運行経路変更に関する協議伺いに関する書類 一式 (協議書、予定運行計画)
- ・ 平成29年4月14日に豊鉄バスと取り交した協議書 (予定運行計画)
- ・ 令和元年10月1日からの消費増税に伴う協議伺いに関する書類 一式 (変更契約書、変更契約の内容、協議書、運行経費支払い)
- ・ 令和元年10月1日に豊鉄バスと取り交した消費増税に係る協議書、変更契約書、変更契約の内容
- ・ 新城名古屋藤が丘線高速バス車両ラッピング業務委託に係る予算執行伺書  
(業務委託仕様書、随意契約の理由、当該車両の自動車検査証、ラッピング作業施行前の当該車両の写真、ラッピング作業施行後の当該車両の写真)
- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行業務委託に関する支出負担行為決議書
- ・ 高速バス運行事業に係る繰越明許費繰越伺書
- ・ 新城名古屋間高速バス実証実験運行業務委託に関する支出負担行為書
- ・ 平成28年7月～9月分の高速バス運行委託料に係る支出命令書
- ・ 平成28年7月～9月分の高速バス運行委託料に係る豊鉄バスからの請求書

- ・平成28年10月～平成29年3月分の高速バス運行委託料及び車両購入費に係る支出命令書
- ・平成28年10月～平成29年3月分の高速バス運行委託料及び車両購入費に係る豊鉄バスからの請求書
- ・平成28年3月25日～平成29年3月31日までの事業報告書（新車両自動車検査証、新車両写真）
- ・亀姫通バス停設置に係る費用負担に係る協議伺いに関する書類 一式（協議書、見積書）
- ・亀姫通バス停設置に係る費用負担に係る豊鉄バスと取り交した協議書
- ・回数券の発行に係る協議に関する伺書 一式（協議書、見積書、協議書）
- ・平成28年7月～平成29年3月の運賃収入差額精算等に係る伺書
- ・平成28年7月～平成29年3月の運賃収入差額精算等に係る豊鉄バスからの明細書
- ・平成28年7月～平成29年3月の運賃収入差額精算等に係る支出負担行為兼支出命令書
- ・平成28年7月～平成29年3月の運賃収入差額精算他の豊鉄バスからの請求書
- ・平成29年度分の高速バス運行委託料に係る支出負担行為書
- ・平成29年4月～平成29年9月の高速バス運行委託料に係る支出命令書
- ・平成29年4月～平成29年9月の高速バス運行委託料に係る豊鉄バスからの請求書
- ・平成29年10月～平成30年3月の高速バス運行委託料に係る支出命令書
- ・平成29年10月～平成30年3月の高速バス運行委託料に係る豊鉄バスからの請求書
- ・「もっくる新城南」バス停留所等整備経費に係る協議伺いに関する書類 一式（協議書、負担割合計算書、見積書）
- ・「もっくる新城南」バス停留所等整備経費に係る豊鉄バスと取り交した協議書、負担割合計算書
- ・「もっくる新城南」バス停留所等整備経費に係る豊鉄バスと取り交した協議書に基づく支払伺書、負担割合計算書
- ・「もっくる新城南」バス停留所等整備経費に係る支出負担行為兼支出命令書
- ・「もっくる新城南」バス停留所等整備経費に係る豊鉄バスからの請求書
- ・平成29年4月～平成30年3月の運賃収入差額精算等に係る伺書
- ・平成29年4月～平成30年3月の運賃収入差額精算等に係る豊鉄バスからの明細書
- ・平成29年4月～平成30年3月の運賃収入差額精算等に係る支出負担行為兼支出命令書
- ・平成29年4月～平成30年3月の運賃収入差額精算他の豊鉄バスからの請求書
- ・平成30年度分の高速バス運行委託料に係る支出負担行為書

- ・平成30年4月～平成30年9月の高速バス運行委託料に係る支出命令書
- ・平成30年4月～平成30年9月の高速バス運行委託料に係る豊鉄バスからの請求書
- ・「もっくる新城南」バス停留所改良等整備に係る協議伺いに関する書類一式（協議書、負担割合計算書、見積書、設置図面）
- ・「もっくる新城南」バス停留所改良等整備に係る豊鉄バスと取り交した協議書、負担割合計算書
- ・「もっくる新城南」バス停留所改良等整備に係る豊鉄バスと取り交した協議書に基づく支払伺書
- ・「もっくる新城南」バス停留所改良等整備経費に係る支出負担行為兼支出命令書
- ・「もっくる新城南」バス停留所改良等整備費用に係る豊鉄バスからの請求書
- ・平成30年10月～平成31年3月の高速バス運行委託料に係る支出命令書
- ・平成30年10月～平成31年3月の高速バス運行委託料に係る豊鉄バスからの請求書
- ・新城市契約規則
- ・国税庁耐用年数（車両・運搬具／工具）

#### ウ 求める措置

新城市長穂積亮次は支出責任者として、平成28年度から平成31年度にかけて支払った償却費が不当支出に該当する場合は、豊鉄バス株式会社に返還するよう請求すること。

## 2 請求書の受理

本件請求は、令和2年6月19日に提起され、法第242条に定める要件を具備するものとして、同年6月30日付けでこれを受理した。

## 3 監査の実施

監査は、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたほか、市当局から提出された書類についての調査を実施した。

### (1) 監査の対象事項

請求書及び請求人の陳述内容から判断し、請求の趣旨を次のように解して監査を実施した。

ア 平成28年度から平成31年度にかけて実施した新城名古屋間高速バス実証実験運行事業に係る予定価格設定を含めた長期継続契約締結と履行について、官製談合を疑われるような不当な行為があったかどうか。

イ 平成28年度から平成31年度にかけて支払った償却費について、不当な支出であったかどうか。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述等

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月15日に陳述の機会を設けた。請求人は請求の要旨を補足するための陳述を行い、請求の趣旨に対する疑義について聴取を行った。

(3) 監査対象部局

- ・総務部行政課公共交通対策室

(平成31年4月の市組織機構の変更により、行政課の課内室として、「公共交通対策室」が新設された。)

4 監査の結果

(1) 認定事実

ア 長期継続契約締結と履行について

平成28年3月24日に締結した豊鉄バス株式会社との新城名古屋間高速バス実証実験運行事業に係る長期継続契約の履行については、国が進める一億総活躍社会実現に向けた緊急対策に資する事業を対象とした「地方創生加速化交付金」(平成27年度補正、10/10国が負担)の認定を受け、「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣の許可を受けた場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。」とした道路運送法第21条の規定に基づき、新城名古屋間の高速バス実証実験運行事業を開始したものである。

道路運送法第21条の実証実験運行から同法第4条の一般乗合旅客運送事業として事業化をする場合には、適切に運行管理が図られる位置に営業所や車庫、休憩施設等が設置されていることが必要である。この要件にあてはまる事業者は、新城市内に営業所を有し、運行路線の起点及び終点到に運転手の休憩できる場所を確保でき、高速バス運行に関し十分な実績を有している豊鉄バス株式会社以外にないため、豊鉄バス株式会社から参考見積を取り、これをそのまま予定価格としている。

イ 償却費について

請求人の主張では、償却費として請求のあった平成28年度分2,213,000円の対象物は耐用年数満了後で、償却費用が発生しないにもかかわらず支払い、その後も平成29年度から平成31年度にかけて、毎年1,609,000円を支出し、総額で7,040,000円を支払い続けていたとあるが、委託仕様書の第7条第2項第5号において、減価償却費を運行経費の一つとして掲げていることを確認した。

(2) 監査委員の判断

ア 請求人の1者随意契約で豊鉄バス株式会社と結んだ長期継続契約は、予定価格と見積価格が同一で、価格競争の原理から外れ官製談合が疑われるとの主張

については、道路運送法第21条の実証実験運行を同法第4条の一般乗合旅客運送へ事業化するためには、当該事業として運行できる要件を満たしている事業所は豊鉄バス株式会社しかなく、これらの状況を考慮し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき豊鉄バス株式会社と1者随意契約としたものであり、適正に執行されていると判断した。

また、官製談合が疑われると主張するのみでは、官製談合が行われた事実を摘示しているとは言えず、官製談合により市に発生した財産的損失及びその損害額について証明されていない。

イ 豊鉄バス株式会社からは償却費として市に請求したのではなく、平成28年3月24日に締結した業務委託契約に基づき、通常必要な運行経費を請求したものである。これは、新城名古屋間高速バス運行に係る業務委託料として、本車両の故障や事故等があった場合に対応する予備車両を含めた償却費を運行経費に積算したものであり、不当な支出とは認められない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件監査対象とした高速バス長期継続契約の締結と履行が不当なもので、また、これに係る業務委託料の明細に記載のあった償却費が、不当な支出であるという請求人の主張する事実は認められなかった。よって、請求人の主張には理由がないものと認め、請求人の請求を棄却する。

### (4) 意見

本件監査請求は、積算価格の信用性について請求人が疑問を持ち、違法不当な公金の支出があったととらえたことに起因するものである。今後は、積算方法や参考価格等についても、可能な限り情報を収集し、市民に疑念を抱かれることのないよう、より適正な価格の把握に努められることを切望する。

また、契約の公平性・透明性を市民に対し明確に示せるよう、慎重で正確な事務執行に努められたい。